

土浦市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和4年6月28日

土浦市監査委員 藤田雪絵

土浦市監査委員 内田卓男

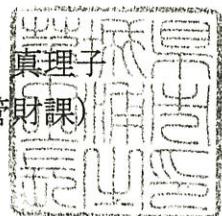




土管発第475号
令和4年6月2日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課: 管財課)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	普通財産である旧藤沢役場跡地を地区のごみ集積場に使用するものとして貸し付けた際、納付書に記載すべき金額を誤ったため、納付額に不足が生じていることから、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	納付書に記載すべき金額2,708円を誤って2,079円と記載して納付を受けたことから、不足分629円について追加納付を求め、令和4年1月25日に不足分の納付を受けました。

